

2026akita warriors (アキタ ウォーリアーズ)リーグ

実施要項

1 名 称

akita warriors (アキタ ウォーリアーズ) リーグ

2 主 催

一般社団法人秋田県サッカー協会

3 主 管

一般社団法人秋田県サッカー協会シニア委員会

4 後 援

秋田市(予定)・由利本荘市(予定)・にかほ市(予定)・大仙市(予定)・湯上市(予定)・男鹿市(予定)

5 期 日

2026年4月5日～9月 日

6 会 場

八橋SPDF(秋田市)・西目サッカー場(由利本荘市)・TDKサッカー場(にかほ市)
男鹿市球技場(男鹿市)・中川原サッカー場(大仙市)・フットボールセンター(湯上市)

7 参 加 資 格

- (1) チームの参加資格
 - (ア) 40歳以上・50歳以上は日本サッカー協会に「シニア種別」で加盟登録した単独のチームであること
 - (イ) 60歳以上は日本サッカー協会に「シニア種別」で登録した選手によって構成されたチームであること
複数チームの選手により構成されたチームを認める(混成・選抜を認める)
 - (ウ) 女子チームは日本サッカー協会に「女子種別」で登録した選手によって構成されたチームであること
- (2) 選手の年齢基準日は、2026年(令和8年)4月1日
 - (ア) 40歳以上は、1987年(昭和62年)4月1日までに生まれた選手であること
 - (イ) 50歳以上は、1978年(昭和53年)4月1日までに生まれた選手であること
 - (ウ) 60歳以上は、1968年(昭和43年)4月1日までに生まれた選手であること
- (3) 選手の参加資格
 - (ア) 選手は、登録チームの複数カテゴリーへのエントリーを認める

8 競 技 規 則

リーグ開催年度の(公財)日本サッカー協会の競技規則による

9 競 技 規 定

- (1) 交代は、登録された選手全員の交代が認められ、再出場も認める
- (2) 審判員は各チームによる、帯同審判で行う
- (3) 審判員の資格等の確認は、当日のリーグ運営チームが確認する
- (4) 試合成立最低人数は7人とする
- (5) リーグ戦中止を申し入れるチームは、当該リーグ戦の7日前までにシニア委員会に報告すること
- (6) シニア委員会は当該リーグ戦の各チームにリーグ戦中止の申し入れのあったチームを報告する
- (7) リーグ戦中止を申し入れたチームがあった場合でも当該リーグ戦の日程(組合せ)は変更しない
- (8) リーグ戦中止を申し入れるチームは、割り当てられている試合の審判及び運営は行う、あるいは、他チームに依頼すること
- (9) 50歳以上リーグに1978年(昭和53年)4月2日から1981年(昭和56年)4月1日までに生まれた選手の出場を認め、対戦はすべて交流として対戦成績は参考記録とする
- (10) 60歳以上リーグに1968年(昭和43)4月2日から1971年(昭和46年)4月1日までに生まれた選手の出場を認め、対戦はすべて交流として対戦成績は参考記録とする
- (11) **60歳以上リーグに女子および70歳代チームの参加を認め、対戦はすべて交流として対戦成績は参考記録とする**
- (12) 40歳以上リーグのチームに日本サッカー協会に「1種」種別登録で、1988年(昭和63年)4月2日から1990年(平成2年)4月1日までに生まれた選手の出場を認め(1試合3名まで)、対戦はすべて交流として対戦成績は参考記録とする。

10 競 技 方 法

- (1) 40歳以上・50歳以上・60歳以上の各カテゴリー毎のリーグ戦を行う
- (2) 試合時間は40分の(20分ハーフ)5分のインターバルとする
- (3) リーグ戦の順位決定方式
 - (ア) 勝点は勝ちを3点、引き分けを1点、負けを0点とし、勝点の多いチームを上位とする
 - (イ) 勝点と同じ場合は、次の順位により順位を決定する
 - ①得失点差 ②総得点 ③当該対戦チームの勝者 ④当該対戦チームによる抽選抽選は、当該チーム立会いの上実施し、抽選方法はリーグ運営側で決定する

11 試 合 中 止 の 決 定

- (1) リーグ戦は以下のいずれかに該当する場合、中止される
 - (ア) 悪天候、地震等の天災地変、新型コロナウイルス感染症を含むパンデミック、その他いずれのチームの責にもきすべからざる事由により開催が困難であると判断したとき
 - (イ) 試合成立最低人数を満たさないチームがある場合、または、試合中の怪我・アクシデントなどで試合成立最低人数を満たさなくなったチームがあった場合

12 中 止 試 合 の 取 扱

- (1) 中止となったリーグ戦は開催したものとみなし、その取扱については以下のとおりとする
 - (ア) 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、中止となった場合
0対0の引き分け
 - (イ) 一方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
その帰責性のあるチームが0対3で敗戦(帰責性のないチームが3対0で勝利)
 - (ウ) 双方のチームの責に帰すべき事由により中止となった場合
双方のチームが0対3で敗戦

13 懲 罰

- (1) 本リーグで退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できない
その後処置については、本リーグ規律委員会で決定する
- (2) 本リーグ中、警告が2回になって選手は、本リーグの次の1試合を出場停止とする
- (3) 試合開始時間になっても試合成立最低人数に達しない場合は、没収試合(試合不成立)とする
次年度の参加を本リーグ規律委員会で裁定する。なお、同年のリーグ戦は継続し参考記録とし、順位は最下位とする
- (4) 本要項に記載のない懲罰については、本リーグ規律委員会にて決定する

14 参 加 申 込

申込先 メールアドレス: home2007shigenori@yahoo.co.jp 佐藤重徳 宛
携帯 090-4312-0918 FAX 018-873-4053
※メンバー表は、大会本部に提出のこと。後日全チームに配付します。

15 参 加 料

1チーム 23,000円
※4月1日から4月11日の期間に下記口座に振込願います。

(3月中の振込は不可、4月1日以降に振り込むこと)

秋田銀行(0119)	秋田市役所支店(112)
口座番号	普通1074982
名義人	一般社団法人秋田県サッカー協会 会長 安井 誠悦(ヤスイ セイエツ)

16 組 み 合 わ せ

別紙参照の事

17 表 彰

- (1) 各カテゴリーの優勝チームよりMVP1名と各チームから、MIP1名を選出する
- (2) 各カテゴリー優勝チームは、次年度の東北シニアサッカー選手権へ秋田県第2代表として推薦する
尚、優勝チームが次年度の東北シニアサッカー選手権大会出場を辞退した場合は、次の成績上位チームを秋田県第2代表として推薦する
- (3) **秋田県第2代表として推薦したチームが当該年度の東北シニアサッカー選手権大会秋田県予選大会に参加しない場合は推薦を取り消しする。**